

日清間琉球案件交渉の挫折

安岡, 昭男 / YASUOKA, Akio

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

7

(開始ページ / Start Page)

57

(終了ページ / End Page)

69

(発行年 / Year)

1955-06

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010654>

日清間琉球案件交渉の挫折

安岡昭男

序

日本と中国との間に両属關係を續けて来た琉球も、日本が明治維新を迎えてからは、否応なくその去就を決せられる事となつた。日本政府は明治五年九月、琉球藩を置き藩王に尚泰を封じたが、更に同八年七月には琉球が従来行つて来た清国への朝貢を禁止した。琉球の訴えにより清国は日本に抗議を申入れ、ここに琉球問題は日清両国間の交渉案件となつた。しかるに日本は更に領有の實を示すため、同十二年四月には沖縄置島の挙に出るに至つた。日清両国は互に自説を主張して解決の見込みが立たなかつた。清国では折から來遊の前米國大統領グラント (Ulysses Simpson Grant 格蘭芝、嘉蘭) に調停を仰ぎ、その斡旋で日清両国間に一つの解決案が成り、將に調印の運びにまで進展した。此の案によると、日本は台灣に近い宮古・八重山両群島を清国に譲り、代りに最惠國待遇に均霑する事になつてゐた。しかるに清国では調印を延期し、事を設けて之を回避する態度に出たので、日本全權実戶璣も不信を詰つて帰国し、協約案は遂に成立するに至らなかつた。その後二三の交渉はあつたが、後年日清戦争で日本が勝利

を収めた結果、琉球所屬問題も自然的に解決の形となつた。従つて日本としては、一旦は割讓と決した両群島まで保有し得たのである。その意味で、此の清国の解決案回避は、琉球所屬に関する日清交渉の事実上の終点となつたものとして重視される。

一旦成約した解決案を清国は何故に回避したか。此の事情について、三浦周行博士は「明治時代に於ける琉球所屬問題」(一)で概括され、三国谷宏氏は「琉球所屬問題に関するグラントの調停」(二)で、不成立に終るべき種因は解決案自体にあるとせられた。

要するに解決案自体に胚した内部的素因と、當時の國際關係という内外両面の要素が併せ考えられる。双方の比重に輕重はあるにせよ、此の両面の原因を追及する事により、不成立も止むを得なかつた理由を把握できよう。小稿は此の辺の消息を更に検討しようとするものである。

註(一) 史學雜誌四二編七、一二号(昭和六年)

(二) 東方學報京都第十册三分(昭和十四年)

一 北京会商の経緯

グラントの斡旋 論述の關係上、協約案成議に至るまでの経過

を一応略述しておきたい。

琉球問題に関する日清交渉が停頓していたのは、明治十一年十月七日に清国公使何如璋から外務卿井上馨に送った照会の文面に、無礼の措辞があつたというので両国間に応酬があり、これが水掛論に終つていたからである。グラントは李鴻章の動きにより一人として調停の勞をとる事に応じた。調停に當つてグラントは先ず日本の主張する「照会撤銷」を清国に認めさせようとして、李鴻章にも

「如此文不肯撤銷、以後恐難商議、如肯先行撤回、則日人悅服」(1)

と説いている。清史稿は日清両国の主張の食違ひについて

「格蘭志請另派大員會商、而日本則欲中國另派大員前往東京」(2)と記している。結局清国は明治十二年十二月二十四日附の照会で「將從前辯論各節、暫置弗提、願照美國前統領信內所稱情事、次第辨理」(3)と提案して來た。これは照会の前言を取消したといふより、棚上げを申出たものと見る方が妥当であろう。翌十三年六月二十八日、井上外務卿は清国總理各國事務衙門(以下總理衙門と略称、引用文中に総署とあるのも同じ)宛に左の通り譲歩の旨を明かにしている。

「琉球一案、本自貴國發端、今欲商辦之、貴國先繳消行文又先派前來、於理為宜、但貴國似不喜先行此二事、敝國一以保全和好為旨、不必要求貴國所不喜」(4)

照会撤銷、会商地の両問題とも、グラントの説いた互譲の実を挙

げるため譲歩したものと云える。ことに会商地を東京でなく北京と決定したのについては、グラントの意向も尊重した結果と考えられる。グラントは明治十二年八月十日、明治天皇に謁見の際に琉球問題に触れて日清両国の互譲を説いた上

「清国ト談判ヲ遂サセラル、ニ當テハ、成ヘク外国ヲシテ之ニ干渉セシメラル可ラス、夫ノ歐洲諸國ハ、(中略)若シヤ日清間ニ事起ルアレハ、却テ幸トシ自ラ利益ヲ占ント欲スルニ外ナラス」(5)

と述べている。グラントは謁見に先立つ同年七月二十二日の、琉球問題を評議した日光会談でも同様の趣旨を内務卿伊藤博文、陸軍卿西郷従道等に忠告している。(6)グラントは東京で交渉を行う時は、英國公使パークス(Sir Harry S. Parkes 巴「夏礼」)が策動するのを惧れていた様である。

さて日本は正式の商議に先立ち、明治十三年四月四日、當時天津に派遣されていた大蔵少書記官竹添進一郎に命じ、直隸總督兼北洋大臣として天津に在った李鴻章と会談させ、琉球問題について予備的交渉を進めた。李鴻章は此の時、何如璋からの書簡に、「美使所稱、与統領熟商、南島歸中国、北島歸日本、中島歸琉球、復國立君」(7)とあるのを示し、宛めグラントが日本駐在の米国公使ビングガム(John A. Bingham 平安)と協議した上で、何公使に提示したかのような口吻であつた。日本としては此の所謂琉球三分案は始めて接したものであつたので、早速駐米公使吉田清成に命じて、当時米国イリノイ州ガレナ(Galena)に在ったグラントに照会させた。その結果グラントからは関知しない旨の返事

を得た。またビンガム公使も同様知らない事が判明した。そこで日本としては北京での正式会談開始前に、竹添から李に対して、三分案反対の意向を伝えさせた。李自身も此の三分案には疑念を抱いており、これは何公使の捏造によるか、或は李が一応牽制策として用いた程度らしく、(8) そのまま立消えになつて了つた。

一方北京での会商は明治十三年六月二十九日、日本側全權委員として駐清公使宍戸璣が任命され、同年八月十八日、宍戸公使と清国総理衙門大臣沈桂芬、景霽、王文韶等との間に交渉が開始された。宍戸公使は

「琉球島ノ議連年結テ解ケス、今ヤ善後ノ辦法ヲ商ラント欲ス。而ルニ該島旧ト我カ征服ノ地ニシテ、之ヲ処辨スルハ吾カ分内ニ在リ、他國ノ干渉スヘキ所ニ非ス。故ヲ以テ我國ヨリ意見ノ以テ告ク可キ者ナシ。先ツ貴國ノ意見ヲ聴キ、而ル後ニ之ヲ議セン」(9)

と日本の立場を示した。これに対し沈桂芬も

「我カ辦法ハ琉球ヲ存スルノ外別ニ意見アルコト無シ」(10)

と答え、ここでも互に自ら発議するのを好まない態度であつた。結局は日本側から辦法を提示して、以来八回にわたる商議に三ヶ月を要して漸く双方意見の一致を見た。

この協約案は琉球諸島のうち、最も台湾に近い宮古、八重山両群島(先島諸島を成す)を清国に割き、代りに日本は清国から最恵国待遇を得るという内容である。

明治四年日清間に辛未修好条約締結の際、全権伊達宗城は最恵国條款を認めさせるのに失敗した。日本は是非これに成功しよ

うとし利益均霑を主張した。清国は琉球問題解決の交換条件とする事を好まなかつたが、結局増加条約の形で同意したのである。

二島分割案は日本としては相当の譲歩だつたと云えるが、日本政府独自の案ではない。グラントは前述吉田公使の照会に対して

「二島分割のことは、日本滞在中に発論したものであるが、三分案については嘗て言及したことがない。二島を清国に割譲すれば、清国は無論その報酬として最恵国待遇の均霑に同意せぬことはない」(11)と明言している。

とに角、一応両国間に議が成る所まで進んだのは、ひとえにグラントの調停に負うものと云つて過言ではない。

清国の態度中変 北京会商は明治十三年十月二十一日、談判終了となり、一、球案専条 二、加約 三、憑單を約定した。(12)

一は宮古八重山二島を清国の管轄とし、その他は日本領として「彼此永遠不相干預」を旨としたもの。二は辛未修好条約の増加條款で最恵国待遇に関するもの。三は日本が諸外国と条約を改正する場合、清国も改正年限を短縮して「彼此酌議」する事を保証したものである。此の際、沈桂芬と宍戸公使との間に

「沈 協議ニハ相成候共猶一応内奏致候手續ニ付此先キ十日程御猶予有之度候

公使 無拠候左候得共御互ニ調印ノ後三ヶ月内ニ批准交換ヲ約シ候様可致候其旨御書入被成度候」(13)

との話合いがあり、更に両島授受及び加約施行の期も定められた。

かくて宍戸公使は、本国から交渉に当り派遣されていた内閣大書記官井上毅に成議案を携え帰朝報告させ、久しい間の難問題も漸く解決したかに見えた。

しかるに清国側は調印期限を越え、十一月に入つても何等通報せず、宍戸公使から屢次催促の末、十一月十七日に至つて漸く、総弁葉毓桐を公使館に遣して来た。書記官田辺太一に面会の上提出した照会書文面には

「欽奉諭旨、前提總理各國事務衙門奏擬結琉球一案各摺片、著交南北洋大臣等妥議具奏、俟覆奏到日再降諭旨欽此、相應恭錄照會貴大臣可也」(14)

とあり、上諭により北洋大臣李鴻章、南洋大臣劉坤一に妥議させる事になつたという。

宍戸公使も始めは清国側の意中を探り兼ね、翌十八日井上外務卿に宛て

「余リニ侮弄ヲ極候様成致方ニテ或ハ中変ノ地ヲ為候タメニモ可有之哉トモ擬念被致候ヘ共只今迄ノ景況ニテハ右様ノ惡意モ有之間敷被存其意中探傳仕カタク被存候」(15)

と報告している程である。

よつて井上外務卿も十一月三十日、宍戸公使に対する訓令で

「兩國全權ノ特任ヲ受ケタル大臣ハ意見相同ノ後、即チ調印シ、調印已ニ終テ、始メテ批准ヲ請フヘキノ理ニシテ、調印ノ前ニ上諭ヲ請ヒ及南北洋通商大臣ノ意見ヲ待ツノ要用ナシ」(16)

との趣意を以て總理衙門を詰責せよと達した。日本としては光緒六年六月三十日(明治十三年八月五日)附の「欽奉諭旨、著該衙

門王大臣、会同妥商辦理欽此」(17)云々の清国總理衙門照会により、總理衙門を以て、我が全権委員と同様全権を有するものと認めて交渉して来たのである。それ故あらためて全権委任状の提出も求めていなかつた。今に及んで調印を遷延し、本問題の委任に關係のない南北洋大臣の意見に俟つというのでは、公法上からも自ら全権の任を破り前言を食むものであるとして難詰した。

宍戸公使は十二月二十七日、總理衙門に対し「須期十日有所答回」(18)と期限付で督促したが、翌十四年一月三日の照覆では、琉球案件について南北洋大臣の意見を徵するのは上諭の旨趣により慎重を期するためであり、故さらの延引ではないと弁疏するのみであつた。(19)

一月十一日、宍戸公使は帰国の意向を總理衙門に報じ、田辺書記官を臨時公使代理とする旨を伝え、同十六日に告別のため總理衙門を訪問した。此の時の会談には新任の駐日清国公使許景澄も出席し、宍戸公使に対し次の様に主張した。

一、条約締結の際、各国でも上下議院に付議するが、南北洋大臣妥議の事も同様の筋である。

二、調印期日の延引も各国約定の後、批准に手間どる事が少ない。

三、妥議具奏の上、成約通りに成立するかも知れないのに、使命不達成として帰国するのは早計ではないか。(20)

宍戸公使は之に反論し

「南北洋大臣ノ妥議ヲ被要候トノ事即チ使事不成ノ証ニ有之候。成程各外国ニモ議院ノ議ヲ采リ又ハ批准延引ノ事モ可有之候得

共、両国秉権大臣既ニ議協候モノ、其大臣全權ヲ以テ画押為拠ニ不及別ニ他人ノコレニ參候トノ事ハ承リ不申候。左候ヘハ秉権大臣ニ其權ナキモノト、是權ナキヲ以テ權アリトシ、他ノ一方ノ使臣ヲ欺キ候モノニ同シ」(21)

と述べ、侮弄の態度は甘受出来ない旨を明かにし、引続いて

「貴國ノ慣例トハ一國ノ私法ニテ万国会商ノ通義ニ無之上、貴國ノ属國ハイサ知ラス、対頭ノ國ニ対シ可被申陳儀トハ不被心得候」(22)

と清國の慣例といつても、日本がそれに應ずる謂れない事を付言した。「反覆ノ挙動」と「遷延ノ詐術」とは井上外務卿も前記安戸への訓令中で「清國政府常用ノ手段ニシテ、目前其近例ヲ見ルコト少カラス」(23)と非難している。

一月十七日、安戸公使は総理衙門に対し、琉球案件の破約は清國側の責任なる旨を最後の通告し、(24) 同月二十日に北京を引揚げ帰朝復命した。

日本としては清國側が自ら議を捨てたものと見做したのである。清國側では逆に

「日本使臣安戸、覺所欲難遂、即謂由我自棄前議、悻悻而帰、詞意決絶」(25)

との上論が出て、むしろ日本の意図は恫嚇にあると見ており、軍機大臣左宗棠などは沿海の戒備を上申している。(26)

なお此の間の中国の態度について、批准の延期とか拒否とか述べているものを散見する。しかし如上の経緯を見ても明かな通り、正確には調印延期或は調印回避というべきである。

批准は調印の後に、条約文で規定のある場合、条約発効に必要な手続きであり、調印のないままに批准ということはありません。故に批准云々の語は調印の後、之を承認しない場合に用いられるのが妥当である。

しかるに李鴻章の奏議でも「曾声明由御筆批准、於三箇月限内互換、竊謂限滿之時、准不准之權、仍在朝廷、此時似宜用支展之法」(27)と批准の遷延を説いている。實際批准の如何は其の國次第なのであるから、これを拒否されても致し方ないものである。李の奏議は事実上調印をも延期させたものである。尤も清國の云い分としては沈桂芬が安戸公使に説明した言葉に「中國ノ訂約ニ兩側アリ。外國若クハ他省ニ於テスル者ハ、鈴印ノ後ニ批准シ、本衙門ニ於テスル者ハ、批准ノ後ニ鈴印ス。況ヤ此案ノ係ル所重大ナルヲヤ」(28)と清國の締約慣例に調印よりも批准を先にすることがある旨を明かにしている。しかしそれならば予め、十日以内の調印を約した時に、当然一言その由を断つておくべきで、この主張は表面を糊塗する為の云い逃れと見る他なからう。

註(1) 李文忠公外部函稿第一二卷一八葉(光緒六年七月六日)

(2) 清史稿 邦交志六ノ六

(3) 岩倉公実記 下巻五九九頁

(4) 日本外交文書第一三卷一二七項

(5) グラント將軍との御對話筆記(國民精神文化研究所刊)

八一九頁

(6) グラント氏意見 琉球事件(明治文化全集雑誌史篇一一六頁)

(7) ヨング氏筆記 李文忠公外部函稿一三ノ一七

(8) 三浦周行「明治時代に於ける琉球所屬問題」(史学雑誌 四二ノ一二、二一頁)

三国谷宏「琉球帰属に関するグラントの調停」(東方学報 京都一〇ノ三、五九頁)

(9)(10) 岩倉公実記 下巻六〇二—三頁

(11) 世外井上公伝第三卷四一七頁

(12)(13) 日本外交文書第一三卷一二九項

(14)(15) " " 一三〇項

(16) " " 一三三項

(17) " " 一二八項

(18) " " 一三五項

(19) " " 第一四卷一一二項

(20)(21)(22) " " 一一九項

(23) " " 第一三卷一三三項

(24) " " 第一四卷一一二項

(25) 清季外交史料第二五卷六葉

(26) " " 八葉

(27) 李文忠公全書奏稿第三九卷五葉

(28) 台湾琉球始末(外務省編) 卷七

二 調印回避の事情

清国は何故に此の様に態度一変し調印を回避したか。その直接導因は李鴻章の反対にあると云える。それ故、李の反対理由

を明かにすれば、調印回避の事情もほぼその全貌を把握しよう。

李鴻章の不満、總理衙門の意図 抑々琉球問題に関する今次の交渉は、李鴻章と竹添進一郎との間の予備的会談に始まっている。琉球三分論を持出したのも李に他ならない。日本側は此の提案を斥ける一方、実戸公使に北京で總理衙門と交渉させた。これは明かに李を出し抜いたものである。当時李は直隸總督兼北洋大臣として重要な外交案件を処理し、琉球問題にも腐心していた。

しかも改約交渉の進められた日清修好条約は、李が日本代表の主張を抑えて、最惠国條款を允さなかつたものである。折から露清交渉でも自己の意見が容れられず面白くなかつた際で、李の悪感情は相当に強いものがあつた。

天津領事となつた竹添(明治十三年五月任命)が、明治十三年十一月二十日、井上外務卿に送つた情報中にも、李が竹添の「留守中へ怒鳴り込ミ竹添領事ハ脱走セリヤ実ニ洋鬼子ノ如ク他ノ間隙ヲ窺ヒ人ヲ困難ニ陥ラシムル様ノ事ヲ為ス勿レト惡口」(1)したと報じている。李は更に「留守居の書記生に對して実戸は無學だと罵り、竹添は詩文は少し位やるが悪智恵が多い」(2)と前駐清公使柳原前光まで引合いに出して攻撃したという。竹添は「李氏不快」の因を次の四点に求めている。

一、「辛未ノ条約ハ全ク李鴻章一人ニテ取結ヒ李氏ハ十分ノ力ヲ極メテ内地通商ヲ拒絶シタリ、然ルニ今日ニ至リ李氏ノ手ヲ經スシテ辛未ノ条約ヲ改正増加スルハ、總理衙門ノ手抜ケト云ヘシ」

二、「琉球ノ一案内談トハ年申、小官ヨリ我政府ノ主意ヲ最初李

氏ニ申入レ、談判ノ端緒ヲ開キ、李氏ヨリモ小官ニ囑托セシ要件有之、然ルニ宍戸公使航清ノ節、李氏ノ不在ヲ幸トシ面会無之、一直進京シ總署ニ向テ疏案ヲ開談ニ相成タリ」

三、「加フルニ小官ハ李氏トノ内談ヲ中止シ、進京シテ陰ニ公使ノ談判ヲ贊助セシヲ以テ、李氏ハ出シ抜ケニ逢タルノ憤リヲ挾ミ」

四、「グラント氏ハ全ク清國ニ左袒セリト李氏ハ心得居候処、日本ニ渡航ノ後却テ日本ニ左袒セシ姿有ルヲ以テ、大ニ憤懣ヲ懷キタリ。仍テグラント氏ヲ怒罵スル所以ニシテ、小官就任ノ時李氏ニ向ヒ、グラント氏モ米國公使モ決シテ三分説ヲ唱ヘタル事ハ無之段言明候節、反復常ナシ小人ノ恒態ト答ヘタル旨意ト大略符合致シ候」

右の事由から「憤怒ノ余リ日本ニ向テハ手負獅子ノ荒レ廻ル如ク必ス其爪ヲ試ミントスルヤ疑ナシ」(3)とし、他にも例証として清國官員が竹添の許に來往するのを回避している色が見える事實を挙げ、これも李の憤怒を知つての事であらうと見て「南北洋大臣ニ下議セシムルノ上諭ハ、全ク李氏横矢ヲ入レタルヨリ起リ候事」(4)と推察している。

以上の如く、李鴻章の悪感情は、日本側の竹添・宍戸に対するものだけでなく、総理衙門の行動、更にはグラントに対する不満が重なり合つたものであつた。

竹添は李を無視して北京会商を進めたのを総理衙門の手抜きかりとしてゐる。しかしこれは総理衙門がむしろ李の介入は約案成立への障害となる事を意識して交渉を進めたと見るべきである。こ

こに総理衙門と李との間が円滑を欠いていた事を窺えるが、李の不满を承知の上で解決案を急いだのには、やはり相当の理由がある筈である。一つには何といつてもグラントの好意に応える為であるが、更に大きな影響を及ぼしたのは、伊犁事件に関連して、日本がロシア(俄國)と連繫するのを警戒した事である。

伊犁地方を占領したロシア軍の撤兵に関する露清交渉は、當時清國を悩ました重大な外交問題であつた。清國要路には此の際、日本に多少の譲歩をしても、ロシアと結ばせないようにせよとの論が出た。左庶子張之洞は明治十三年八月十五日の上奏で、琉球事件を速かに解決し「聯日孤俄」(5)の策を採るため、条約改訂にも譲歩を主張し「商務可允者允之、使彼中立不助俄勢」(6)と云つてゐる。この張之洞の建議に動かされたか、総理衙門の恭親王奏訴も「揆諸現在事勢、中國若拒日本太甚、日本必結俄益深」(7)と上奏した。

日本の方でも既に北京での開議前から井上外務卿は宍戸公使に宛て「清魯葛藤ハ殊ノ事吾琉球事件ノ完結ノ景況ニ關係候間、篤ト御探偵候テ御報告有之度候」(8)と達しているように、露清關係の動向には注意を払つてゐる。北京での交渉中にも井上外務卿は吉田駐米公使宛、明治十三年九月三十日附の書状に

「最早余程ウイーキポイントも顯然候故別日會合縦ヲ世間喋々この機ニ乗ジ、終局ニ到リ候様、宍戸えも嚴敷迫リ立申候」(9)と報じてゐる。

清國側でも亦逆に、日本が此の情勢を利用してゐる事は承知しており、李も光緒六年十月九初日の上奏で

「旋聞日本公使実戸璣屢在總理衙門、催結球案、明知中俄之約未定、意在乘此機會圖佔便宜」(10)と述べている。

とにかく露清交渉の成行きをめぐって、清国が日本の動向を顧慮した事が、北京での琉球案件交渉の成約到達を促進した事実が認められる。

李鴻章の反対理由 前述の如く清国側の「中変」が李鴻章の意見に因るものである事は、直ちに竹添がそれと察した通りであった。のも明治十四年二月李は竹添に対して

「総署が定約を破つたのは、自分がさせた所であつて、決して不条理ではない。假令総署が議決して、皇帝から必ず自分に御下問があるので、自分が承知せねば決して解決するものではない。自分はグラント氏に兩國和好のため速かに取局することを望むとの主意を日本政府に陳述することを請願したが、辨法については談話を交したことはない。且つ総署からは一々通知がないので、談判については一切知らぬ。総署から奏問に及び、自分に御下問があつたので、反対の旨覆奏した迄である」(11)と語っている。

李としても解決案が当を得たものであれば、もとより単なる感情の故に反対するわけもない。日清兩國の得失を比較して、此の解決案では清国にとつて不利であり、反対すべき相当の理由があればこそ、總理衙門の困惑、日本側の憤慨、ひいてはグラントの失望に対する考慮を押切つて、成立を阻止したのである。

李の反対趣旨は大体次の三点に要約される。

一、最惠国待遇均霑には慎重を要する。

二、琉球王国復活即ち朝貢名儀存続の見込みがなくなつた。

三、日露連衡につき總理衙門と異り、その虞れはないと見る。

夫々について、主として光緒六年十月初九日(明治十三年十一月十一日)の李鴻章の上奏(以下単に上)に拠り検討してみる。

第一の最惠国待遇均霑の件は、二島分割の交換条件の形となつたものである。前にも触れた通り、これは李自身が先年修好条約取極めの際極力反対して遂に認めなかつた所である。上奏でも内地通商について

「日本密邇東隅、文字語言略同、其人貧窘貪利無恥、一開此例、勢必紛至沓来、互言民爭利、或更包攬商稅、為作奸犯科之事、明代倭寇之興、即由失業商人勾結內地奸民、不可不防其漸、此議改旧約尚宜酌度之情形也」(12)

と強く警戒している。これは李に限つたものでなく、上奏後文にも「適接出使大臣何如璋來書、並鈔所寄總理衙門函、力陳利益均霑及内地通商之弊、語多切實」(13)と何公使の同様な意見を引いている。但し李としても、全く反対というのではなく、「酌度之情形」としてしているのである。

第二の琉球王国復活の問題は、解決案不成立の重要因子となつたものである。

清国としては自国の領土として琉球の一部回復を望むものではなく、屬領として朝貢の名儀を継続させたい為であると称している。明治十三年四月四日、李は竹添との筆談で「中国之爭琉球、原為興滅絕護持弱小起見、毫無利人土地之心」(14)と述べている。

琉球王国を復活し、前藩王尚泰でも復位させようとの考えは、もとより李に限らず、当時の清国重臣連の一致した意見であつた。

李は分島の議が出た際、總理衙門に対し「謂中国若分球地不便收管、只可還之球人」(15)と琉球を琉球人に返還する意向を示している。しかるに李としては迂濶ともいえようか、「此時尚未知南島之枯瘠也」(16)という程度の認識であり、その後「近接總理衙門函述日本所議、臣因伝詢在津之琉球官向德宏、始知中島物産較多、南島貧瘠僻隘、不能自立」(17)と確認したのである。

しかも此の様な経済的事由と共に、致命的な事には、社稷の保存に必要な旧藩王尚泰の復帰が実現不能と判明した。尚泰と嗣子尚典は沖縄置県の後、明治十三年五月遂に相ついで上京を余儀なくされ、東京居住を命ぜられていた。

尚泰侯実録によれば

「清国政府は、琉球の陳情を酌量し、南嶺の二群島に琉球王国を統治せしめ、封貢の因襲を行はしめむと欲せしが、旧藩王已に華族に列するを以て、他に王族を再立せんとし、議して宜野湾王子を之れに擬せり、然るに、旧藩臣等の意見両分し可否区々決せず、遂に侯の裁断を仰ぐに至りしが、侯其の兎戯に類するを以て叱して之を斥くるに及び、議即ち罷めり」(18)

という事である。琉球王及び世子は日本が釈放しないので、尚姓のものが復位不能ならば、代りに尚泰の姉婿であり、藩王密使として天津の李に救援を請いに來た向德宏(幸池親方朝恒)をおく事も考えられ

「詢以球王及子嗣、堅称不能交出、乃謂球王宗族避尚姓為向姓、

向之人名処皆有云々、似明指在津之向德宏」(19)
という消息もあつた。

李は上奏の中で

「臣思中国以存統琉球宗社為重、本非利其土地、今得南島以封球、而球人不顧、勢不能不派員管理、既蹈義始利終之嫌、不免為日人分誘」(20)

と名分の立たなくなる事を憂え、また仮に琉球王国が復活し得た場合でも、直ちにその存立が脅かされては意味ないので

「且以有用之兵餉、守此脆脫不毛之土、勞費正自無窮、而道里遼遠、音問隔絕、實覺孤危可慮、若憚其勞費而棄之、適墮日人狡謀、且恐西人踞之、經營鑿闢、扼我太平洋咽喉、亦非中国之利」(21)

と日本或は西洋諸国の進出を招く事を惧れている。それ故、仮に日本が修好条約改訂を交換条件とせず、単に琉球問題解決のためにのみ、二島の分譲を申出たとしても、猶進退兩難に陥り悔を貽す事を恐れる。しかるに日本は改約という交換条件をつけている「儼能寬釈球王、昇以中南兩島、復為一國、其利害尚足相抵、或可勉強允許、如其不然、則彼享利而我受其害、且並失我內地之利、臣竊有所不取也」(22)

と、その得失を論じて、意のある所を明かにしている。

なおここで一言しておきたい事は、李の名分尊重論が首尾一貫したものでない点である。さきに明治十、十一兩年にわたり琉球藩王の密使向德宏が日本の対清進貢阻止を清国に訴えた時、李は何公使から書信で、日本に対して強硬策に出る事を進言して來た

のに答え

「琉球以異子彈丸之地、孤懸海外、遠於中國、而邇於日本、(中略)中國受琉球朝貢、本無大利、若受其貢而不能保其國、固為諸國所輕、(中略)爭小國區區之貢、務虛名而勤遠略、非惟不暇、亦且無謂」(23)

と冷淡な態度を示している。朝貢にそれ程拘泥していない、というよりむしろ問題にしていなくても見られる。しかるに後になつて朝貢名儀存続を固執するに至つた。しかしこれには琉球來訴當時の清國の立場を考慮する必要がある。何公使の返簡でも「非惟不暇」としているようにロシアと伊犁地方に関する応接に寧日なく、琉球の件まで落着いて交渉する余裕がなかつたといえる。この情勢が李の上奏當時にはどの程度に緩和されていたか。これは次の問題とつながる。

第三の日露連繫に対する情勢判断に於て、総理衙門との間に相違があつた点であるが、李は上奏當時、日本はロシアと提携する虞れはないと観ていた。日露要結を警戒する見方を一応「老成持重之見」としながら、日本のロシア援助説は多く香港日報及び日本の伺喝に出たものである事を察せず、遂には「聯日拒俄」を望み、商務均霑の待遇を与えるのは妥当でないとした。上奏中には他に後掲陳宝琛の説も援用しているが、また何公使からの來函に「亦屢稱日本外疆中乾、內憂將作、讓之不能助我、不讓亦不能難我」(24)と日本への讓歩を不得策としているのを、まことに「確論」であるとしその趣旨を強調した。

「与其多讓於倭而倭不能助我以拒俄、則我既失之於倭、而又將

失之於俄、何如稍讓於俄、而我因得借俄以誦倭」(25)

と頼らない日本と結ぶより、「強弱之勢、相去百倍」のロシアに当面些少の讓歩をしても日本を牽制する方が有利であるとした。以上李の反対根拠を一通り当つてみた。李としては、先に三分案を提示した点からも、琉球の分島そのものに当初から反対であつたのではない事は明かである。以上の諸条件が重なつたので解決案に異議を唱え

「所有日本議結球案牽涉改約暫宜緩允遵旨妥籌緣由」(26)

と専ら延期の策を奏した。所謂「延宕之法」である。延期の具体策としては、批准期限である三ヶ月目になつた時に遷延策をとり

「專聽俄事消息、以分緩急、俟三月限滿、儼俄議未成、而和局可以予定、彼來催問換約、或與商展限、或再交廷議」(27)

とし、もしロシアとの交渉が三ヶ月以内に結了した場合は「擬請旨明指其不能批准之由、宣示該使」(28)と、ロシアとの關係が悪化した場合は換約を認めよと積極的には云つていないが、好転すれば拒否せよとの方針を建議している。

露清交渉の好転と延期策の採用 李鴻章の上奏より前に既に清國要路には換約に賛否両論が起つていた。(付表参照) 右庶子陳宝琛は締約に反対し、北京会商結了一週間目に當る明治十三年十月二十八日の上奏中に

「日人畏俄如虎、中國之力、終不能禁日本之通俄、日本之親我与否、亦視我之強弱而已、中國而強於俄則日本不招而自来、中國而弱於俄雖甘言厚賂、与立互相保護之約、一旦中俄有衅、日本之勢必折而入於俄者、氣所先驅也、萬一中國為俄所挫、日人

見有隙可乘、必背盟而趨利便者、又勢有所必至也」(29)

と、日本を恃むべきでない事を力説し、「為俄事垂定、日案不宜遽結、日約不宜輕許」(30)としている。

醇親王奏諒は「日本与俄相結、又与閩浙相近、若更動成局、日人未必甘心」(31)と警戒し已成之局を動かす事に反対した。

また左庶子張之洞は日本との条約改訂は許してよいが、琉球案件は延期されるようにと上奏した。(32)

總理衙門も一時は困惑したが、折からロシアとの交渉は、露都ペテルブルグに派遣された曾紀沢の努力で解決に近付いた。そこで琉球問題も持重論の方に傾いて、ここに總理衙門も態度を一変する事になった。しかし故なく延期も出来ない。それで口実として前述の如く全権資格を無視して、南北洋大臣の妥議を要する旨を、李の上奏六日後に、日本公使館に達したのである。

井上外務卿も宍戸公使宛、明治十三年十一月三十日の訓令中に清国の態度を「言ヲ左右ニ托シ故意ニ遷延シテ以テ清魯葛藤ノ了局ヲ待タントスルノ詐謀アルカモ」(33)知れぬと察した通り、露清交渉の成行きは次第に清廷を延期策に傾けさせた。

その後も琉球案件については賛否の論があり、南洋大臣西江總督劉坤一、浙江巡撫譚鍾麟は速結を奏し、両広總督張樹声、広東巡撫裕寬は「不必急議」と奏した。しかし李鴻章の上奏が最も有力であった事は云うまでもあるまい。

一方明治十四年二月二十四日(光緒七年一月二十六日)には露都に於て露清間にペテルブルグ条約(第二伊犁条約)調印の運びとなつた。ロシアとの關係を安定させた清国では、同年三月五日

に至り次の上諭が出た。

「商務一体均霑、為日本約章所無、今欲援照西国約章辦理、尚非必不可行、惟此議因球案而起、中国以存球為重、若如所議劃分兩島、於中国存球之意、未臻妥善、着總理衙門王大臣、再与日本使臣悉心妥商、琉案妥商、琉案妥結、商務自可議行」(34)

利益均霑を必ずしも否定しておらず、それに関連する琉球問題の方が、中国としては妥善でないから、日本と再議せよとの趣意である。しかし既に宍戸公使は清国の不信を憤つて本国に引揚げており、琉球案件は敢えなく挫折の形となつてしまつた。

清国はその後、朝鮮問題、或は安南問題と重大な外交案件に忙殺された。李鴻章も明治十五年に至つて、前議を一切取消しての交渉を竹添領事に申出たが、その辦法は尚家復封のむし返しであり、日本としては応じ得ないものであつた。李が明治十八年四月二十日、駐清公使榎本武揚と語つた際にも「該案ハ宍戸公使負担セシトキ結局セハ都合好カリシニ今日トナリテハ予モ別ニ策ナシ」(35)と匙を投げた体である。

註(1) 日本外交文書第一三卷一三一頁

(2) 齋藤良衛「近世東洋外交史序説」二三一頁

(3)(4) 日本外交文書第一三卷一三一頁

(5) 王芸生「六十年來中国与日本」第一卷一四三頁

(6) 張文襄公全集奏議卷三ノ二二葉

(7) 清季外交史料光緒朝卷二三ノ一五葉

(8) 日本外交文書第一三卷一二六頁

- (9) 世外井上公伝第三卷四二〇頁
- (10) 李文忠公全書奏稿卷三九ノ二葉
- (11) 世外井上公伝第三卷四二一—三頁
- (12) 李文忠公全書奏稿三九ノ二
- (13) " " 三九ノ三
- (14) 李文忠公外部函稿第一三卷一七葉
- (15)(16) 李文忠公全書奏稿三九ノ二
- (17) " " 三九ノ三
- (18) 東恩納寛博「尙泰侯実録」四三二頁
- (19) 李文忠公外部函稿一四ノ二〇 (光緒六年九月十六日、請球案綴結)
- (20)(21)(22) 李文忠公全書奏稿三九ノ三
- (23) " " 訳署函稿八ノ五 (光緒四年四月二十日、覆何子綏)
- (24)(25) " " 奏稿三九ノ四
- (26)(27)(28) " " 三九ノ五
- (29) 清季外交史料光緒朝二三ノ二〇
- (30) " " 二三ノ一九
- (31) " " 二四ノ三
- (32) 張文襄公全集奏議三ノ二二
- (33) 日本外交文書第一三卷一三三項
- (34) 清季外交史料光緒朝二五ノ八
- (35) 日本外交文書第一四卷一二一項附記、外務省編琉球問題

結 言

琉球事件は一応解決案に対する両国代表の意見一致に迄到達し

た。これはグラントの斡旋に負う所が大きい。しかしグラントの調停はその具体案よりも、暗礁に乗上げていた日清両国を会商に導いた所に、むしろその真価を認むべきであろう。グラントの居中調停案が双方に示されて交渉が進められたのではなかつた。グラントは清国滞在中には、清国の意向は窺つたとしても具体案には触れていない。二島分割案はグラント滞日中の発論とされるが、これが日本政府の案として清国に提示された。グラントには清国の名分論なるものが理解出来なかつた為、この解決案自体に不成立の種因を胚胎させたとするならば、延いてその責の一半は日本政府も負わねばならない事になる。尤も日本政府としてはグラントの意向は尊重せざるを得なかつた点も考えられる。

二島分割案は成立の可能性を全く有していなかつたとは云えない。現に総理衙門は一応此の案で成議したし、分島交渉は李鴻章が後までも固執した所である。更に琉球王国復活の成否が協約成立の岐れ目となつた観があるといつても、露清交渉の帰趨如何によつては計り難いものがあつた。名分論だけで清国の態度を割切つてしまえない事は、日本の阻貢を琉球が清国に訴えた際に、李鴻章の示した態度を見ても首肯できよう。

露清交渉の成行きは常に琉球問題に関する清国の対日態度を左右せしめてゐる。交渉の挫折を導いた要因としては、やはり解決案自体の内部的要素よりも、露清関係の方を重視せねばなるまい。

(追記)

本論文は主として清国側史料は清季外交史料、李文忠公全書、日本側史料は三浦博士・三国谷氏の論考発表当時未だ刊行されていなかった日本外交文書に拠つて作成した。その後此等の史料も用いられた樋田捷雄氏の「琉球の帰属を繞る日清交渉」(東洋文化研究所紀要2)を参照した。これと多少量重の部分もあるが、本稿はグラントの調停による日清交渉、特に清国の調印回避の事情を中心として検討したもので、以上各氏の所論を補足した形となつてゐる。

付表 北京会商前後の清国要路動向

光緒	明治	上諭
六・二・二五	明治一三・四・四	(天津で竹添・李予備的会談、三分論出る)
六・五・二二	〃一三・六・二九	(日本側全権委員に矢戸公使任命)
六・七・八	〃一三・八・一八	(北京会商開始)
六・九・一六	〃一三・一〇・一九	李鴻章函 請球案緩結
六・九・一八	〃一三・一〇・二一	(北京会商結了、十日以内の調印を約す)
六・九・二五	〃一三・一〇・二八	總署奏 琉球南島名属華実属日不定議無以善後
六・九・二五	〃一三・一〇・二八	右庶子陳宝琛奏 琉案日約不宜遽訂
六・一〇・一	〃一三・一一・三	醇親王奕諒奏 俄事既可堅持日事無庸遷就
六・一〇・四	〃一三・一一・六	左庶子張之洞奏 琉球案宜審緩急
六・一〇・一	〃一三・一一・一	上諭 李鴻章係原議條約之人、日本情事素所深悉、……將此事應否照總理衙門原奏辦理、……迅速具奏
六・一〇・一	〃一三・一一・一	李鴻章奏 日本議結琉球案牽涉改約暫宜緩允
六・一〇・一	〃一三・一一・一	上諭 著交南北洋大臣等妥議具奏
六・一〇・一	〃一三・一一・一	(總辦葉鍾桐、田辺書記官に上諭の件来報)
六・一〇・一	〃一三・一一・一	阿江總督劉坤一奏 球案宜速結日約宜慎重圖維
六・一〇・一	〃一三・一一・一	浙江巡撫譚鍾麟奏 球案宜速結對日須戰守均有實力
六・一〇・一	〃一三・一一・一	阿広總督張樹声等奏 球案不必急議日約未便牽速
六・一〇・一	〃一三・一一・一	李鴻章函 俄約已定兼論球案
六・一〇・一	〃一三・一一・一	(矢戸公使總理衙門を訪問、告別對話)
六・一〇・一	〃一三・一一・一	(矢戸公使北京退去)
六・一〇・一	〃一三・一一・一	(曾紀沢、露都ホテルブルグで条約調印)
六・一〇・一	〃一三・一一・一	軍機大臣左宗棠奏 辦理琉球案說帖
六・一〇・一	〃一三・一一・一	上諭 商務一体均霑……尚非必不可行……王大臣再与日本使臣悉心妥商

法政史學 第七号 正誤表

[illegible]